

鹿児島県警察における情報セキュリティに関する対策基準の制定について（概要）

（令和6年5月1日 鹿情第3005号ほか）

本通達は、鹿児島県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年鹿児島県警察本部訓令第6号）に基づき、鹿児島県警察における情報セキュリティを確保するために必要な対策その他訓令等の運用に関し必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 総則
- 情報セキュリティ対策の基本的枠組み
- 管理対象情報の取扱い
- 外部委託
- 警察情報システムのライフサイクル
- 警察情報システムの情報セキュリティ要件
- 警察情報システムの構成要素
- 警察情報システムの利用
- その他

の項目からなっている。